

南部町物価高騰対策に係る大学生等を持つ親等への 支援金給付事業実施要綱

令和4年12月2日制定

告示第2号

(趣旨)

第1条 この要綱は、国内における物価高騰の影響に鑑み、大学生等の生活支援を行う親等の負担を軽減するため、学資の一部を助成することを目的に、予算の範囲内において町が給付する南部町物価高騰対策に係る大学生等を持つ親等への支援金給付事業について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 南部町物価高騰対策に係る大学生等を持つ親等への支援金 前条の目的を達成するために、南部町物価高騰対策に係る大学生等を持つ親等への支援金（以下「支援金」という。）として南部町（以下「町」という。）によって給付される支援金をいう。
- (2) 学生 大学院又は南部町奨学金貸付条例（平成18年南部町条例第99号）第3条第1項第2号ウ、エ及びオに規定する学校に在学している者又は同号ア若しくはイに規定する学校に在学している者のうち自宅以外から通学している者。（通信制課程は除く。）

(給付対象)

第3条 支援金の給付対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学生を持つ親で、令和4年12月1日において南部町住民基本台帳に記載されており、引き続き町内に居住している者。
- (2) 家庭の事情等により、町長が特に認めた者。

(申請者)

第4条 支援金を申請できる者は、前条に規定する者とする。

(支援金の額)

第5条 支援金の額は、別表のとおりとする。

(申請受付期間)

第6条 支援金の申請受付は、令和4年12月9日から開始するものとする。

2 申請受付期限は、令和5年2月3日とする。

3 災害等やむを得ない事由により、前項に規定する期限までに申請できなかったと町長が認めた場合は、申請受付期限を延長することができる。

(申請方法)

第7条 申請者は、南部町物価高騰対策に係る大学生等を持つ親等への支援金給付申請書(請求書)兼ふるさと南部からのエール便申請書(様式第1号)(以下「申請書」という。)に、次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1) 申請者の本人確認書類の写し

(2) 支援金の振込先となる口座情報が確認できる通帳等の写し

(3) 学生であることを証明する書類(在学証明書又は学生証の写し)

(4) その他、町長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請を郵送で提出する場合は、前条第2項に規定する申請受付期限当日までの消印のものを有効とする。

3 支援金の申請は、学生1人につき別表の区分のいずれか1回限りとする。

(給付決定)

第8条 町長は、前条の規定により提出された申請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、その結果を南部町物価高騰対策に係る大学生等を持つ親等への支援金給付決定通知書(様式第2号)又は南部町物価高騰対策に係る大学生等を持つ親等への支援金給付申請却下通知書(様式第3号)により申請者へ通知する。

(支援金の給付)

第9条 町長は、前条の規定により給付を決定した場合には、申請者が届出た金融機関の口座に支援金を振込むものとする。

(支援金の給付等に関する周知等)

第10条 町長は、支援金給付事業の実施に当たり、給付対象者の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、南部町ホームページに掲載するほか、チラシの配布その他の方法により町民への周知を行う。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第11条 町長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、給付対象者から第6条第

2項に規定する申請受付期限までに第7条の規定による申請が行われなかった場合、給付対象者が支援金の給付を辞退したものとみなす。

- 2 町長が第8条の規定による給付決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、町が確認等に努めたにもかかわらず申請書の補正が行われず、給付対象者の責に帰すべき事由により給付ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなし南部町物価高騰対策に係る大学生等を持つ親等への支援金給付決定取消通知書（様式第4号）により通知する。

（不当利得の返還）

- 第12条 町長は、偽りその他不正の手段により支援金の給付を受けた者に対しては、南部町物価高騰対策に係る大学生等を持つ親等への支援金給付決定取消通知書兼返還請求書（様式第5号）により、給付を行った支援金の返還を求める。

（その他）

- 第13条 この要綱の実施のために必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和4年12月2日から施行し、令和5年3月31日限り、その効力を失う。
（準備行為）
- 2 この要綱の規定による支援金の給付に関し必要な準備行為は、この要綱の施行日前において行うことができる。

別表（第5条関係）

| 区分 | 自宅からの通学者 | 自宅以外からの通学者 |
|------|------------------|------------------|
| 高校生等 | — | 学生一人あたり 50,000 円 |
| 大学生等 | 学生一人あたり 50,000 円 | 学生一人あたり 70,000 円 |

備考

- 1 高校生等とは、高等学校（中等教育学校後期課程含む）、高等専門学校、専修学校高等課程に在学している者（いずれも通信制過程は除く）。
- 2 大学生等とは、高等専門学校専攻科、専修学校専門課程、短期大学、大学、大学院に在学している者（いずれも通信制過程は除く）。
- 3 自宅以外とは、下宿、アパート、寮などをいう。

様式第1号（第7条関係）

南部町物価高騰対策に係る大学生等を持つ親等への支援金給付申請書（請求書）
兼ふるさと南部からのエール便申請書

令和 年 月 日

南部町長 様

南部町物価高騰対策に係る大学生等を持つ親等への支援金の給付を受けたいので、下部【誓約・同意事項】の各事項に誓約・同意のうえ、必要書類を添えて申請します。併せて、ふるさと南部からのエール便の発送希望について意思を表明します。

| | | | | | | |
|-------------|----------|--|----|--------------------|--|-----------|
| 申請者 (親等) | フリガナ氏名 | | | | | 印 |
| | 住所 | 〒南部町大字 | | | | |
| | 電話番号 | () | | | | |
| 請求金額 | | 円 大学生等を持つ親等への支援金給付申請金額（2名以上の場合は合計金額）をご記入ください。 | | | | |
| 振込口座 | 金融機関名 | 支店名 | 種別 | 口座番号 (右詰めでお書きください) | | 口座名義 (カナ) |
| | 1 銀行 | 1 本店 | 普通 | | | |
| | 2 信用金庫 | 2 支店 | | | | |
| | 3 信用組合 | 3 出張所 | | | | |
| | 4 農業協同組合 | | | | | |

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号（7桁）」（通帳見開き下部に記載）を記入してください。
※長期間入出金のない口座は、記入しないでください。

| | | | | | | |
|---------|---|---|----------------|---|--|--|
| 学生 1 | フリガナ氏名 | | 生年月日 | 年 月 日生 | | |
| | 現住所 (現居住先) | 〒 | 通学 学校 区分 | <input type="checkbox"/> 自宅外・高校生等 (50,000 円) <input type="checkbox"/> 自宅・大学生等 (50,000 円) <input type="checkbox"/> 自宅外・大学生等 (70,000 円) <small>該当するいずれかの□に✓をご記入ください。</small> | | |
| | 学校・学年 | | | 学生 電話 番号 | () <small>エール便発送伝票に記載するものです。</small> | |
| | <small>通学区分が自宅外の場合、下記いずれかの□に✓をご記入ください。</small> <input type="checkbox"/> ふるさと南部からのエール便発送を希望します。 <input type="checkbox"/> ふるさと南部からのエール便発送を希望しません。 | | | | | |
| 学生 2 | フリガナ氏名 | | 生年月日 | 年 月 日生 | | |
| | 現住所 (現居住先) | 〒 | 通学 学校 区分 | <input type="checkbox"/> 自宅外・高校生等 (50,000 円) <input type="checkbox"/> 自宅・大学生等 (50,000 円) <input type="checkbox"/> 自宅外・大学生等 (70,000 円) <small>該当するいずれかの□に✓をご記入ください。</small> | | |
| | 学校・学年 | | | 学生 電話 番号 | () <small>エール便発送伝票に記載するものです。</small> | |
| | <small>通学区分が自宅外の場合、下記いずれかの□に✓をご記入ください。</small> <input type="checkbox"/> ふるさと南部からのエール便発送を希望します。 <input type="checkbox"/> ふるさと南部からのエール便発送を希望しません。 | | | | | |

※対象となる学生が3人以上の場合は、この面をコピーするか、町のホームページからダウンロードをお願いします。

【誓約・同意事項】

- 申請書の審査をするにあたり、南部町が住民基本台帳及び戸籍簿等の確認をおこなうことに同意します。
- この申請書は、南部町において給付決定をした後は請求書として取り扱います。
- 南部町が給付決定をした後、申請書の不備による振込不能等の事由により支払いが完了せず、かつ、令和5年2月28日までに南部町が申請者に連絡・確認できない場合には、南部町は当該申請が取り下げられたものとみなします。
- 支援金の受給後、偽り等により支給要件に該当しないことが判明した場合には、受給を受けた支援金を返還します。
- ふるさと南部からのエール便発送事業に、記入いただいた学生の情報を用いることに同意します。

様

南部町物価高騰対策に係る大学生等を持つ親等への
支援金給付決定通知書

申請のありました南部町物価高騰対策に係る大学生等を持つ親等への支援金については、
申請の結果、下記のとおり支給することを決定しましたので通知します。

令和 年 月 日

南部町長 印

記

1. 金額 _____

2. 内 訳

| 学生氏名 | 金 額 |
|------|-----|
| | |
| | |
| | |

3. 振込予定日および振込先金融機関

| | |
|-------|--|
| 振込予定日 | |
| 金融機関名 | |
| 支店名 | |
| 口座番号 | |
| 口座名義人 | |

- 金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人をご確認ください。個人情報保護の観点から、口座番号は下3桁のみの表示としています。
- 支援金の給付後、受給要件に該当しないことが判明した場合には、受給の決定を取消し、支援金を返還していただきます。

問合せ先

様式第3号（第8条関係）

様

南部町物価高騰対策に係る大学生等を持つ親等への
支援金給付申請却下通知書

申請のありました南部町物価高騰対策に係る大学生等を持つ親等への支援金については、
下記理由により却下しますので通知します。

令和 年 月 日

南部町長 印

記

却下の理由

問合せ先

様式第 4 号（第 11 条関係）

様

南部町物価高騰対策に係る大学生等を持つ親等への
支援金給付決定取消通知書

南部町物価高騰対策に係る大学生等を持つ親等への支援金給付事業実施要綱第 11 条第 2 項の規定に基づき、南部町物価高騰対策に係る大学生等を持つ親等への支援金の給付決定の取消しを通知します。

令和 年 月 日

南部町長 印

記

取消しの理由

問合せ先

様式第 5 号（第 12 条関係）

様

南部町物価高騰対策に係る大学生等を持つ親等への
支援金給付決定取消通知書兼返還請求書

南部町物価高騰対策に係る大学生等を持つ親等への支援金給付事業実施要綱第 12 条の規定に基づき、南部町物価高騰対策に係る大学生等を持つ親等への支援金の給付決定の取消しを通知し、支援金の返還を通知します。

令和 年 月 日

南部町長 印

記

1. 返還対象者 _____
2. 取消し理由 _____
3. 返還請求額 _____
4. 返還方法 _____
5. 返還期限 _____

問合せ先